行政改革 令和3年度の主な取り組み結果

「愛川町行政改革大綱第7次改訂版」(令和2年度~令和6年度)に基づき、令和3年度に行政改革に取り組んだ主な内容は次のとおりです。

行政改革の効果額は、令和4年度以降の予算に反映されます。

	項目	取り組み結果	効果額(冊)
1.	1. 協働のまちづくりの推進		
	行政提案型事業 (継続中)	・地震に強いまちづくり推進事業(継続2年目)・八菅山いこいの森ツリークライミング普及事業(継続3年目)・認知機能低下予防事業(継続3年目)	_
2.	. 効果的で能率的な行財政運営の推進		
	(1)公用車の一 元管理	本町が所有する公用車について、コスト削減や環境負荷の低減の観点から、適正な保有台数及びリース等の手法を検討した結果、現在所有する26台の車両を次のように管理することとした。 ・リース車両 15台(管財契約課で一元管理)・車両入替 4台(公民館等に所属替え)(合計) 19台(7台を削減)なお、車検満了となる車両は順次廃車とする。また、リース車両は、令和4年9月から導入する(予定)。	317
	(2) 敬老祝金品 の見直し	これまで 88 歳・99 歳・101 歳以上の方を対象に支給していた敬老祝金について、その対象を 88 歳と 101 歳以上に見直したもの。	232
	(3) お茶の間通 信の廃止	事務の効率化と紙面の充実を図るため、毎月発行していた「お茶の間通信」を「広報あいかわ」に統合し、発行費用を縮減する。また、関連して自治会配布物の回数を奇数月の実施に見直し、配布費用についても縮減を図るもの。	2, 586
	(4) 行政評価制 度・外部評価 制度の推進	・空き家対策推進事業 空き家等の適正管理及び有効利用促進を目的に適用 している「空き家バンク制度」について、より一層の 周知と登録件数の増加を図るため、令和4年度から「空 き家総合相談窓口」を設置するなど、引き続き当該事 業の促進に努めるもの。	_
3.	公共施設等総合管理計画の推進及び適切な管理運営		
	(1) 個別施設計 画の推進	令和3年3月に策定した「愛川町公共施設個別施設計画」に基づき、令和4年度においては、町営諏訪住宅のE-3号棟の解体を行い、施設総量の削減を図るもの。	_
	(2) 半原出張所 跡地の活用	半原出張所跡地に、道路補修の原材料や凍結防止剤、 水害用土のう等の資材を管理する「道路河川防災ステーション」を設置し、跡地を有効に活用しながら道路の維 持補修や災害などに備えるもの。	_
合 計			3, 135

[※] 改善・拡大等のプラス効果額については掲載していません。